

議案 1 号 鳥取都市計画公園の変更

ふせそうごううんどうこうえん

9・6・1号 布勢総合運動公園

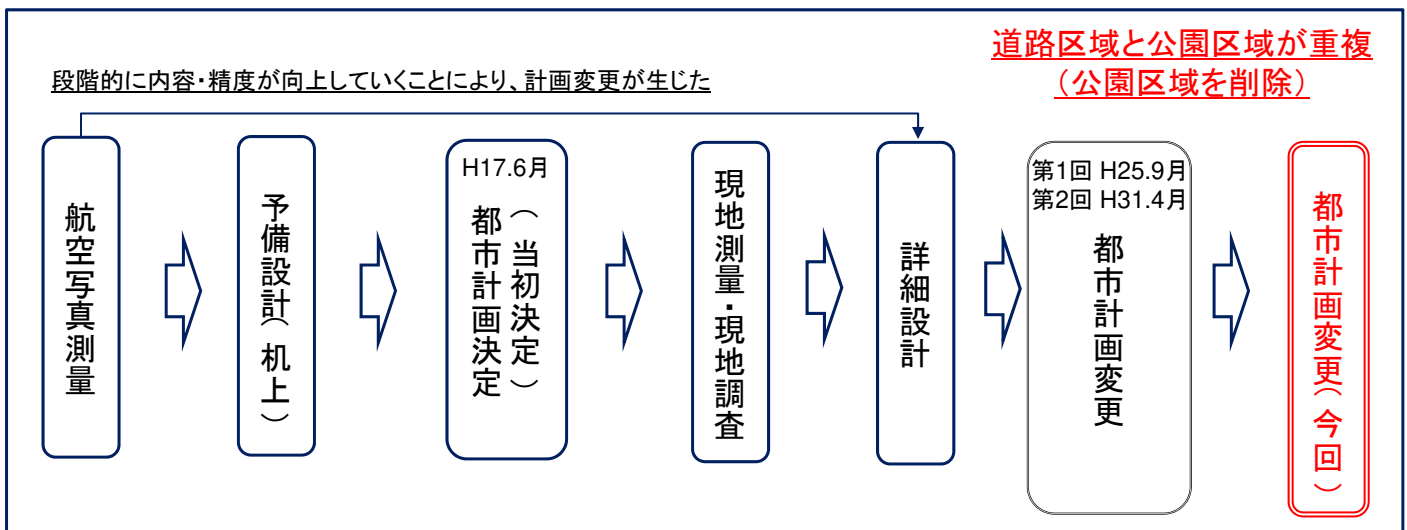
議案概要（その1）

2

《都市計画公園の変更概要①》【1・4・1号鳥取青谷線】

1・4・1号鳥取青谷線は、平成17年に都市計画決定し、その後、現地測量、現地調査及び詳細設計を実施した。その結果、道路区域の変更が生じたため、道路区域と公園区域が重複する部分について、公園区域を削除するもの。

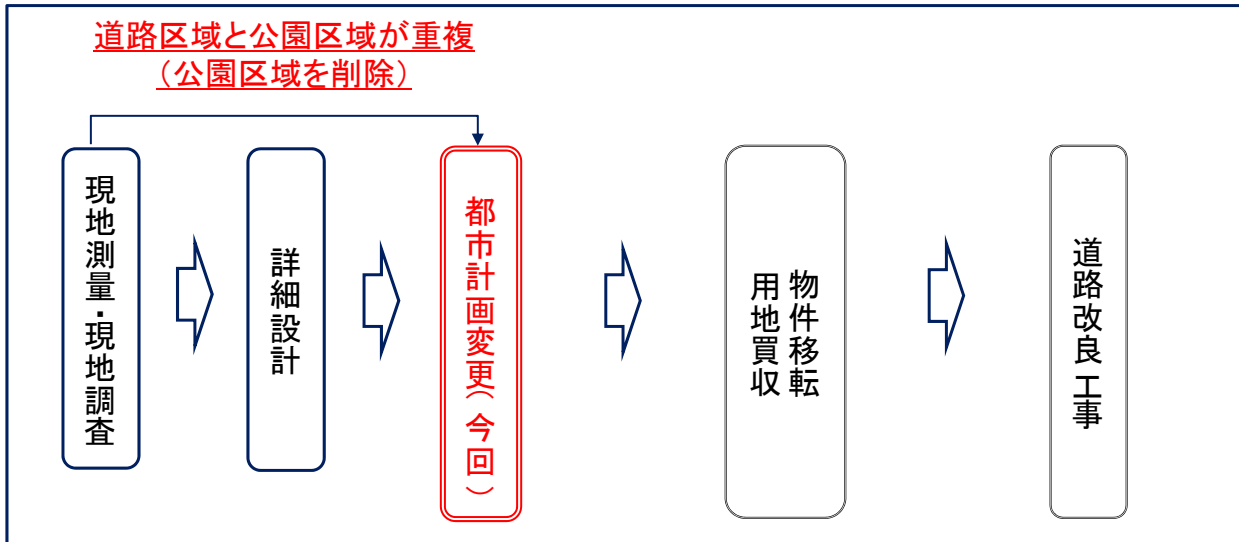
【1・4・1号鳥取青谷線の事業の流れ】



《都市計画公園の変更概要②》 【市道宮谷布勢線】

公園区域に隣接する市道宮谷布勢線について、2車線に拡幅整備を行うことに伴い、道路区域と公園区域が重複することとなるため、重複する公園区域を削除するもの。

【 事業の流れと変更が生じる理由 】



布勢総合運動公園の位置図

鳥取県の東部（鳥取市布勢地内）に位置しており、山陰道、鳥取駅、鳥取空港等のアクセス性に優れている。



国土地理院地図を加工して使用

拡大図



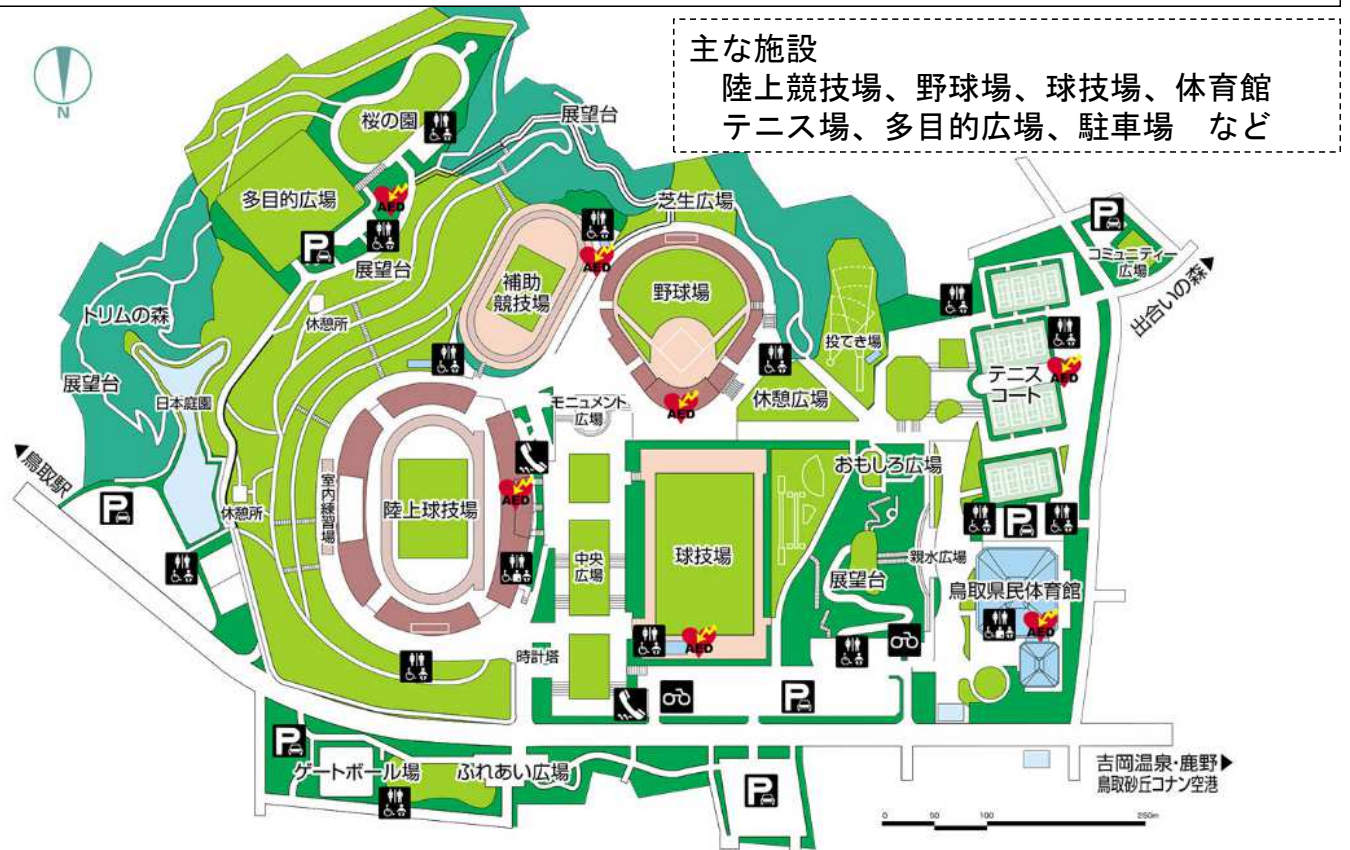
国土地理院地図を加工して使用

布勢総合運動公園の愛称は、令和3年4月1日から「ヤマタスポーツパーク」になりました。



- バスで 鳥取駅から15分
- 車で 鳥取砂丘コナン空港から10分
- 車で 鳥取駅から10分
- 車で JR湖山駅から55分

広域の総合運動公園として、高度な施設機能を確保の上、県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図る中核的施設の役割を果たすことにより、県民の心身の健康増進を図ることを目的に設置。



公園内の陸上競技場では、好記録が出やすいとされている布勢スプリントなどの大会が開催され日本記録も出ている。また、ジャマイカ陸上チームが事前キャンプに使用するなど、トップレベルのスポーツ選手の実力を間近で感じることができ、県民のスポーツ振興に大きく貢献している。

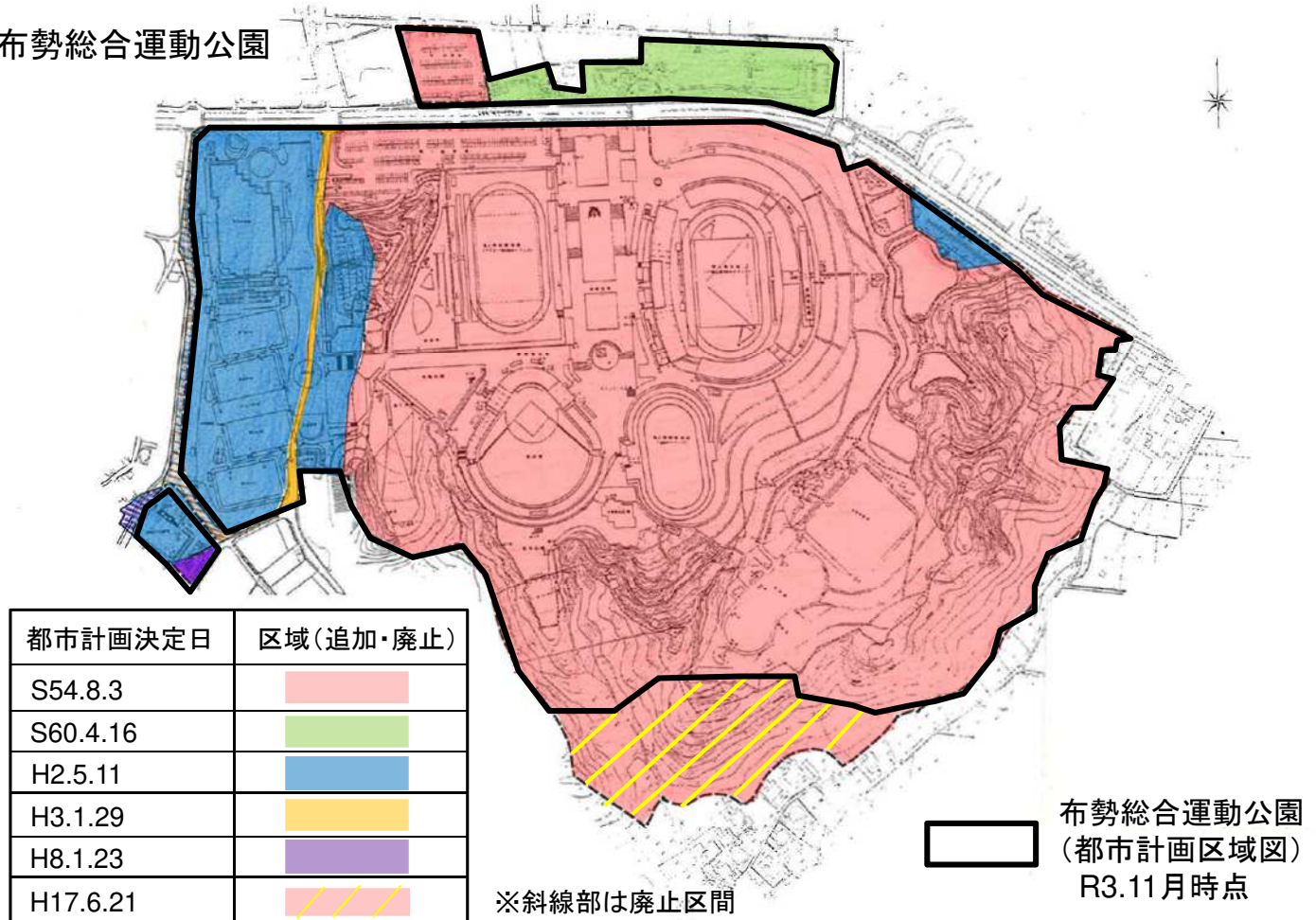
陸上競技場の主なグラウンドレコード

種目	名前	記録	年月日	備考
100m 男子	山縣 亮太	9.95	2021.6.6	日本記録(競技日時点)
100m 女子	福島 千里	11.24	2011.6.26	日本記録(競技日時点)
棒高跳 男子	澤野 大地	5m80	2004.6.6	日本記録(競技日時点)
10000m 女子	福士 加代子	31.32.09	2004.6.4	
ハンマー投げ 男子	室伏 広治	82m09	2004.6.6	

年月日	面積	備考
S54.8.3	51.0ha	【当初決定】6・6・1号布勢総合運動公園 ・自然環境に恵まれた区域に調和のとれた開発を図り、市民一般の利用に供するため、運動公園を計画。
S60.4.16	52.9ha	【変更】 ・9・6・1号布勢総合運動公園へ名称変更 ・ふれあい広場区域を追加
H2.5.11	61.8ha	【変更】 ・西側区域拡大(体育館・テニスコート区域) ・第7駐車場区域を追加
H3.1.29	61.8ha	【変更】 ・西側区域変更(市道との交換)
H8.1.23	61.8ha	【変更】 ・コミュニティ広場区域変更
H17.6.21	58.5ha	【変更】 ・1・4・1号鳥取青谷道路を道路区域として追加することにより、南側区域を変更。

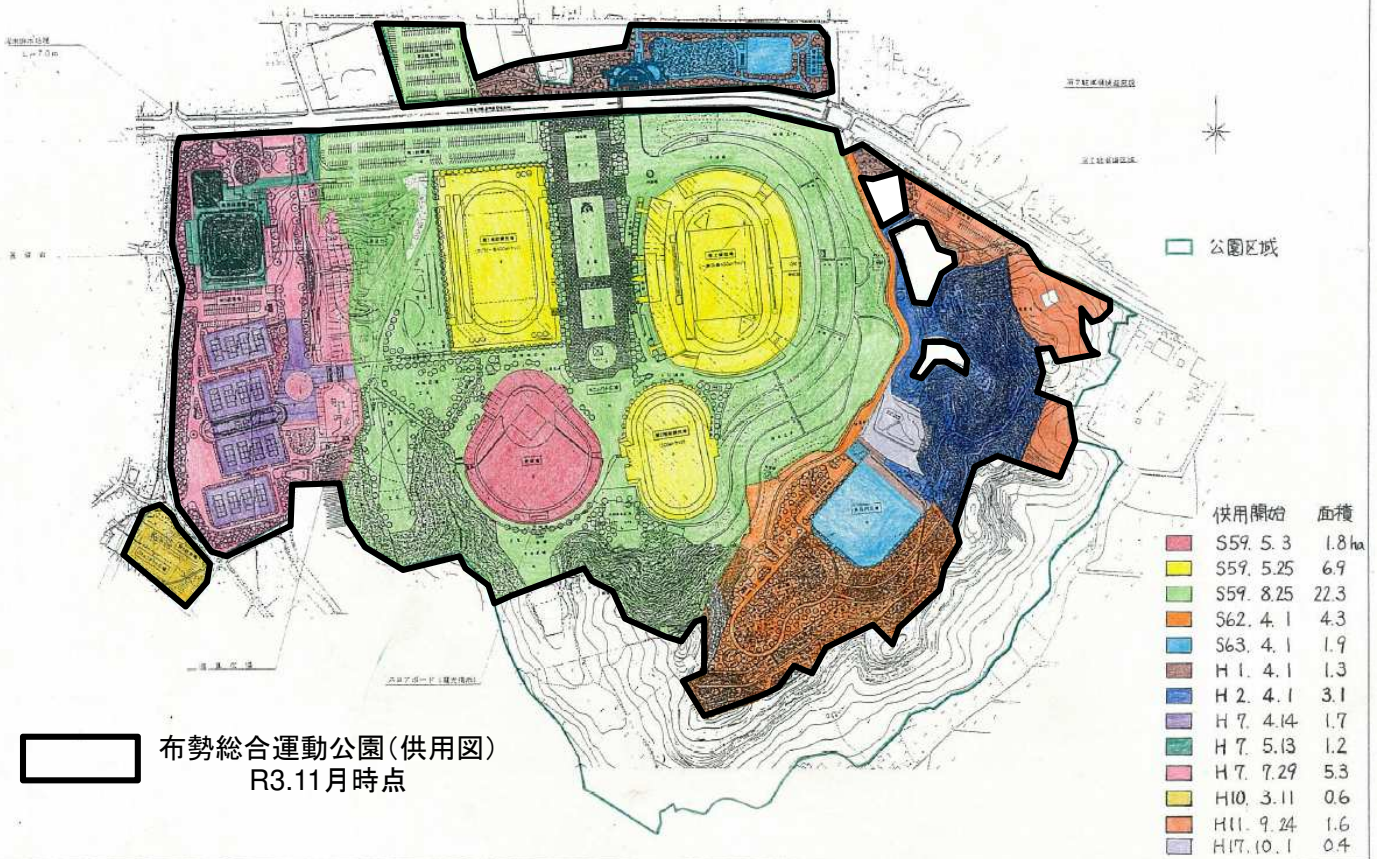
布勢総合運動公園の公園区域の変更状況 (R3. 11月時点)

布勢総合運動公園



布勢総合運動公園 (公園平面図)

供用中の公園面積: 52.4ha



都市公園の概要について

○都市公園とは、都市公園法第2条第1項に基づき、都市計画施設である公園で地方公共団体が設置するもの。(都市計画施設であって、鳥取県が設置・管理する公園は「布勢総合運動公園」「東郷湖羽合臨海公園」などがある。)

都市公園法抜粋 (昭和三十一年法律第七十九号)

(定義)

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設 (都市計画法 (昭和三十四年法律第百号) 第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。) である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地 (ロに該当するものを除く。)

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

都市計画法抜粋 (昭和三十四年法律第百号)

(定義)

第四条 この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

1～5 (略)

6 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

7～16 (略)

(都市施設)

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地

三～十四 (略)

都市公園の種類としては、以下のとおりである。
 (布勢総合運動公園は、広域公園に種別されている。)

【都市公園の配置基準】(都市公園法施行令第2条)

種 別		配 置 基 準
住区基幹公園	街区公園	1近隣住区あたり4箇所、誘致距離250m
	近隣公園	1近隣住区あたり1箇所、誘致距離500m
	地区公園	4近隣住区あたり1箇所、誘致距離1,000m
都市基幹公園	総合公園 運動公園	都市を単位として配置
大規模公園	広域公園	地方生活圈等一の市町村の区域を超える区域を対象。
	レクリエーション都市	大都市圏、その他の都市圏域内人口概ね500万人に1箇所程度
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置するものについては、一般の交通機関による到達距離が200kmを超えない土地の区域を誘致区域とし、かつ、周辺の人口、交通の条件等を勘案して配置する。
その他の種別		それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置する。

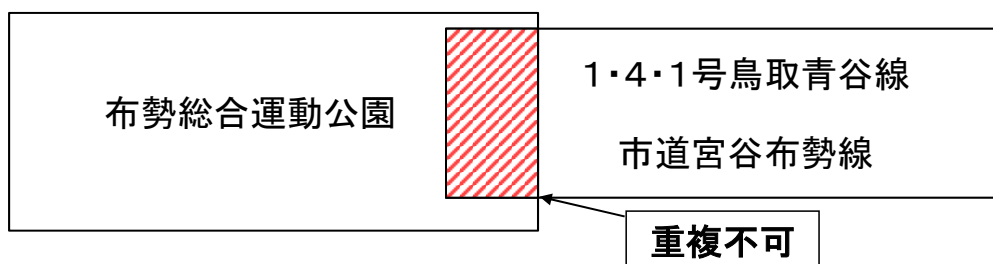
広域公園・・・主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。

異なった都市計画の重複について

同一の土地の区域において、基本的には都市施設に関する都市計画を重複して決定することはできない。

【公園区域】

【道路区域】



【今回のケース】

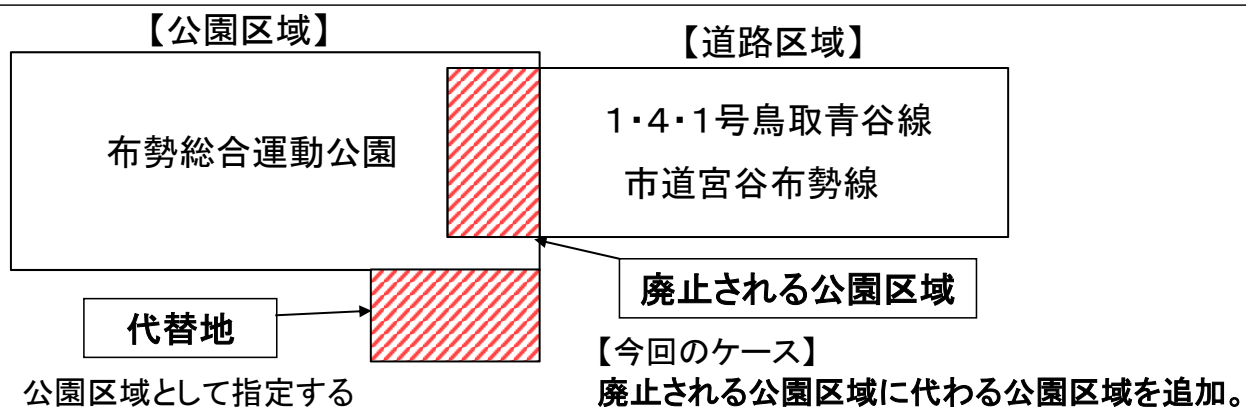
公園区域と道路区域が重複するため、重複する公園区域を削除し、道路区域とする。

都市計画法の運用Q&A (抜粋)

Q：同一の土地の区域において都市施設に関する都市計画を重複して決定することはできるか。

A：都市施設に関する都市計画は、当該都市計画が決定された土地の区域を、将来のその都市施設のために排他的に用いることを内容とするものであるから、一般的には都市施設に関する都市計画を重複して決定することは考えられない。しかし、一団地の住宅施設に関する都市計画が決定された区域内でその計画に適合した内容で道路、公園等に関する都市計画を決定する場合、都市計画道路の地下に駐車場、都市高速鉄道等に関する都市計画を決定する場合、下水道の処理施設の上に公園を決定する場合等、その都市計画の機能的、物理的性格等から考えて相互に矛盾しない内容のものであれば、同一の土地の区域について都市計画を重複して決定できる場合もあり、その範囲は都市計画の決定にあたって、個別判断すべきであろう。

都市公園は、都市計画事業が施行される場合が公益上特別の必要がある場合、廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合等を除き、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。



都市公園法抜粋(昭和三十一年法律第七十九号)

(都市公園の保存)

第十六条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

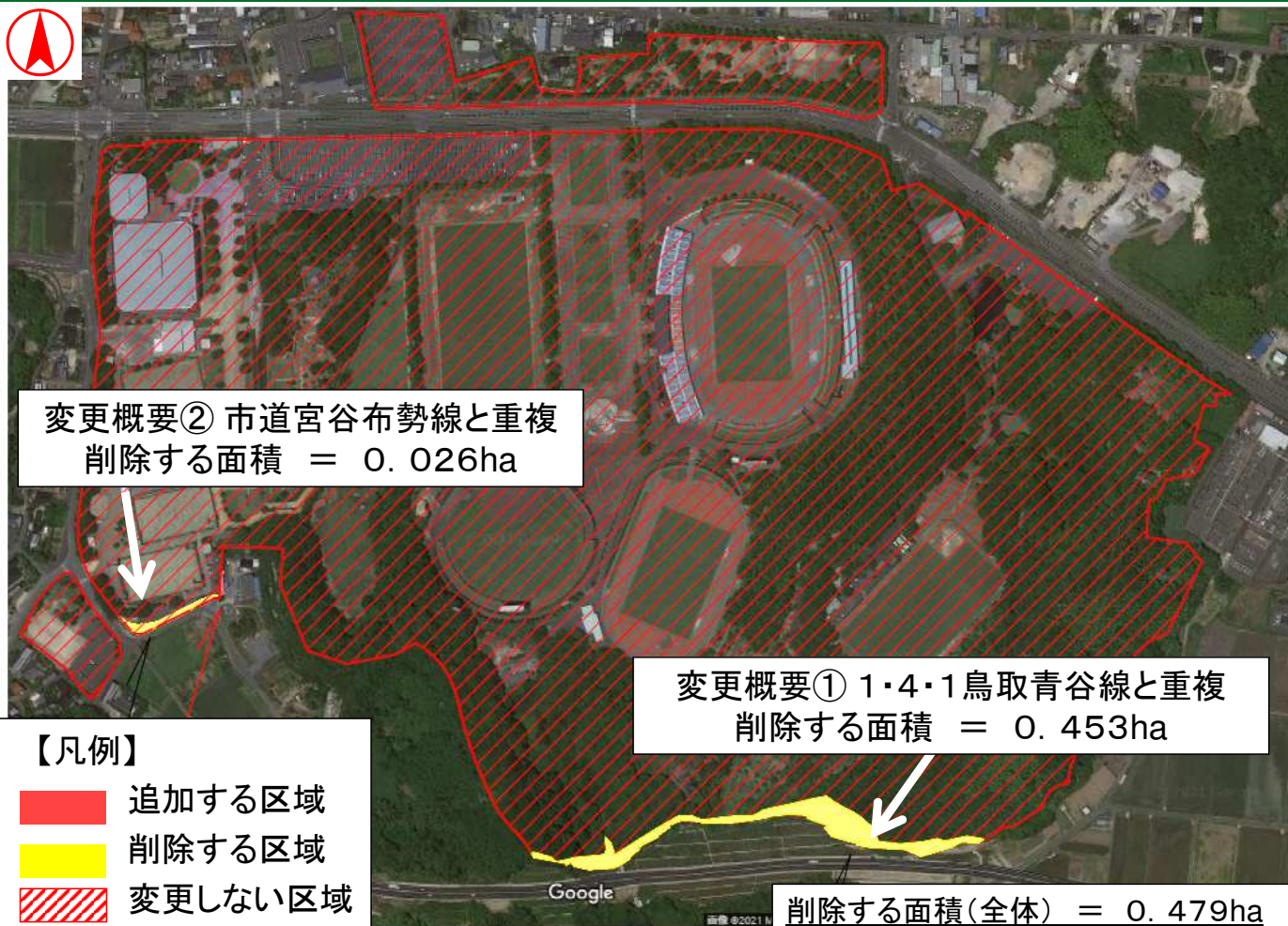
- 一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合
- 二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合
- 三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

都市公園法解説(抜粋)

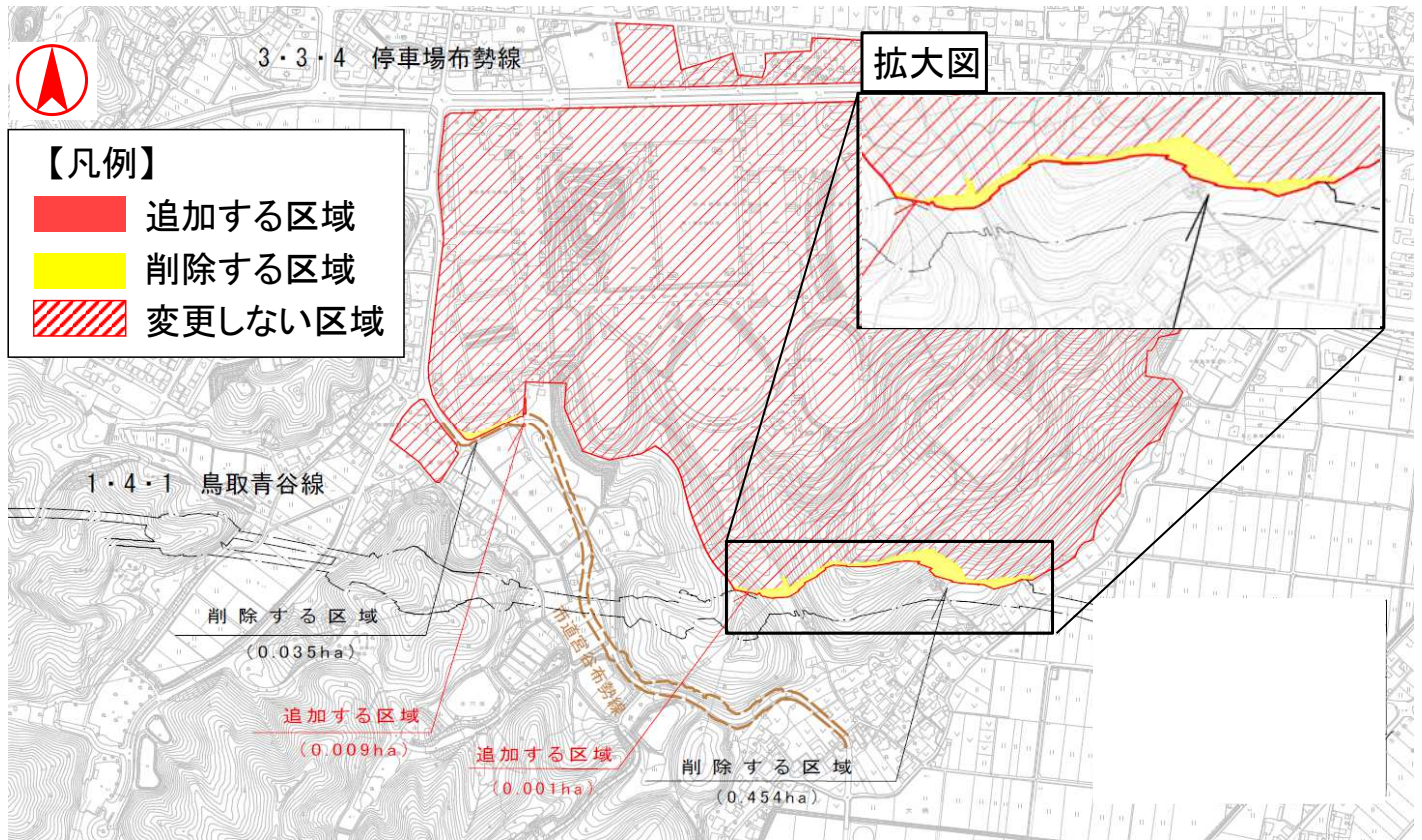
本条は、一定の場合を除き、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止することを禁止して、既設の都市公園の保存を図ったものである。(中略)

廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合である。この場合は、一応現状維持が可能な場合である。「代わるべき」というのは、その規模、効用等においてほぼ対等のものとして見合うという意味である。(後略)

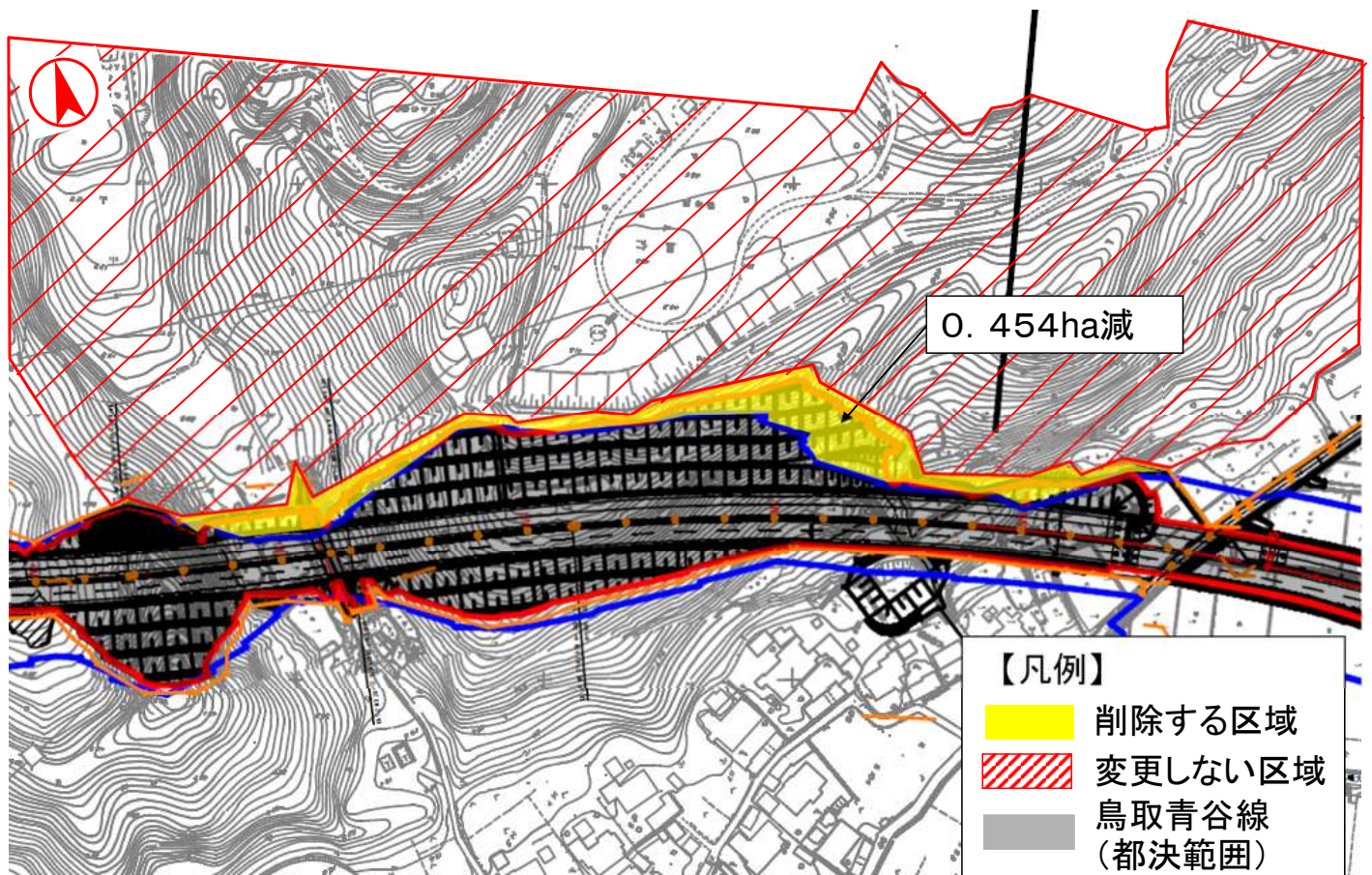
布勢総合運動公園の変更内容 (航空写真)



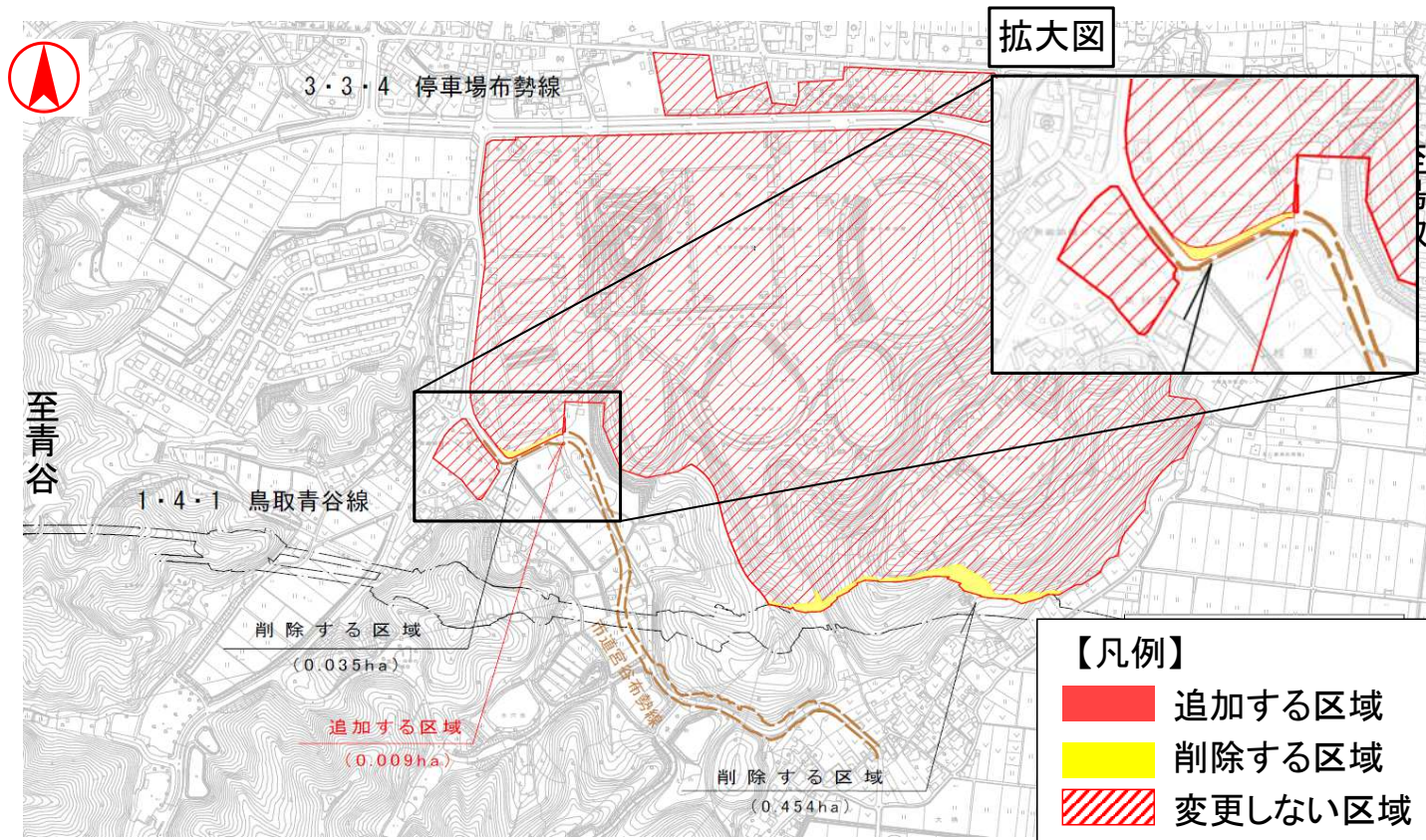
現地測量、詳細設計に基づき、盛土・切土形状を変更したことにより、道路区域の変更が生じた。道路区域と公園区域が重複する区域(0.454ha)は、公園区域を削除し、新たな公園区域として代替地(0.001ha)を追加する。



現地測量、詳細設計に基づき、盛土・切土形状を変更したことにより、道路区域が変更となった。

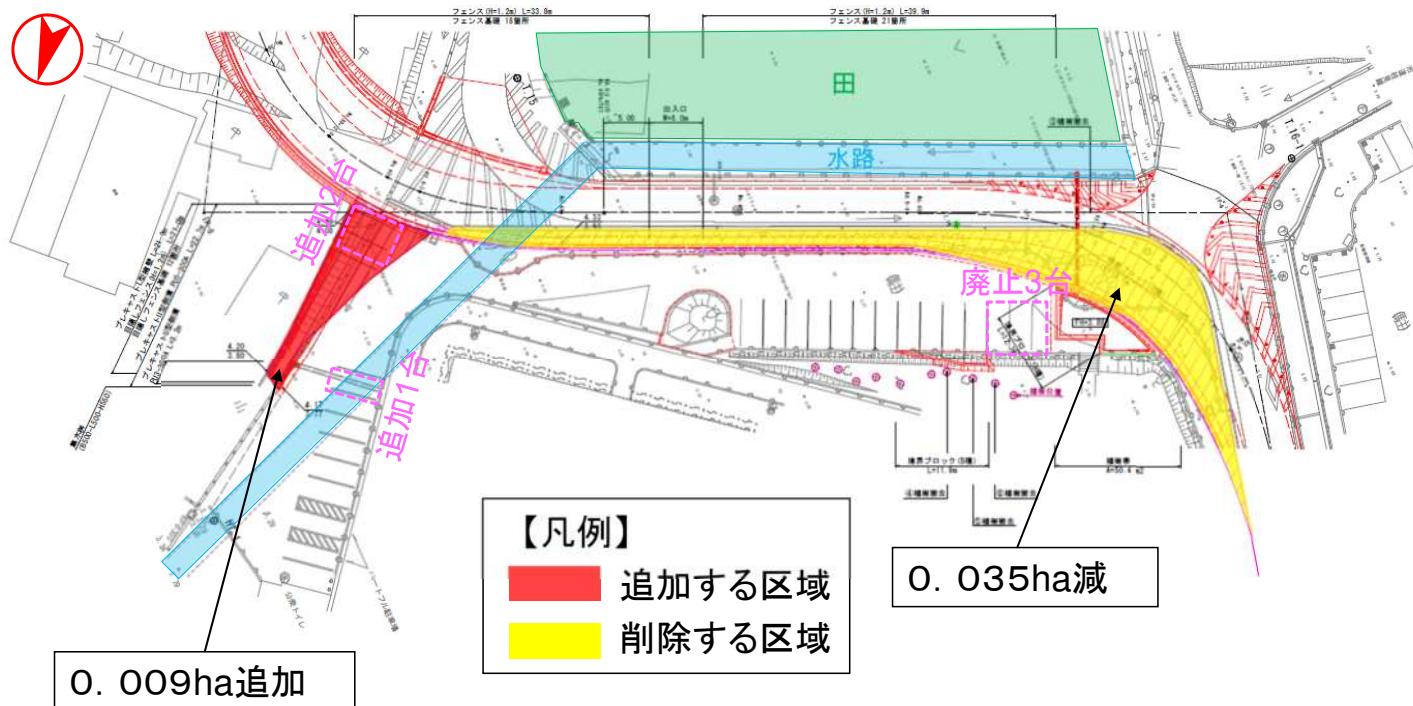


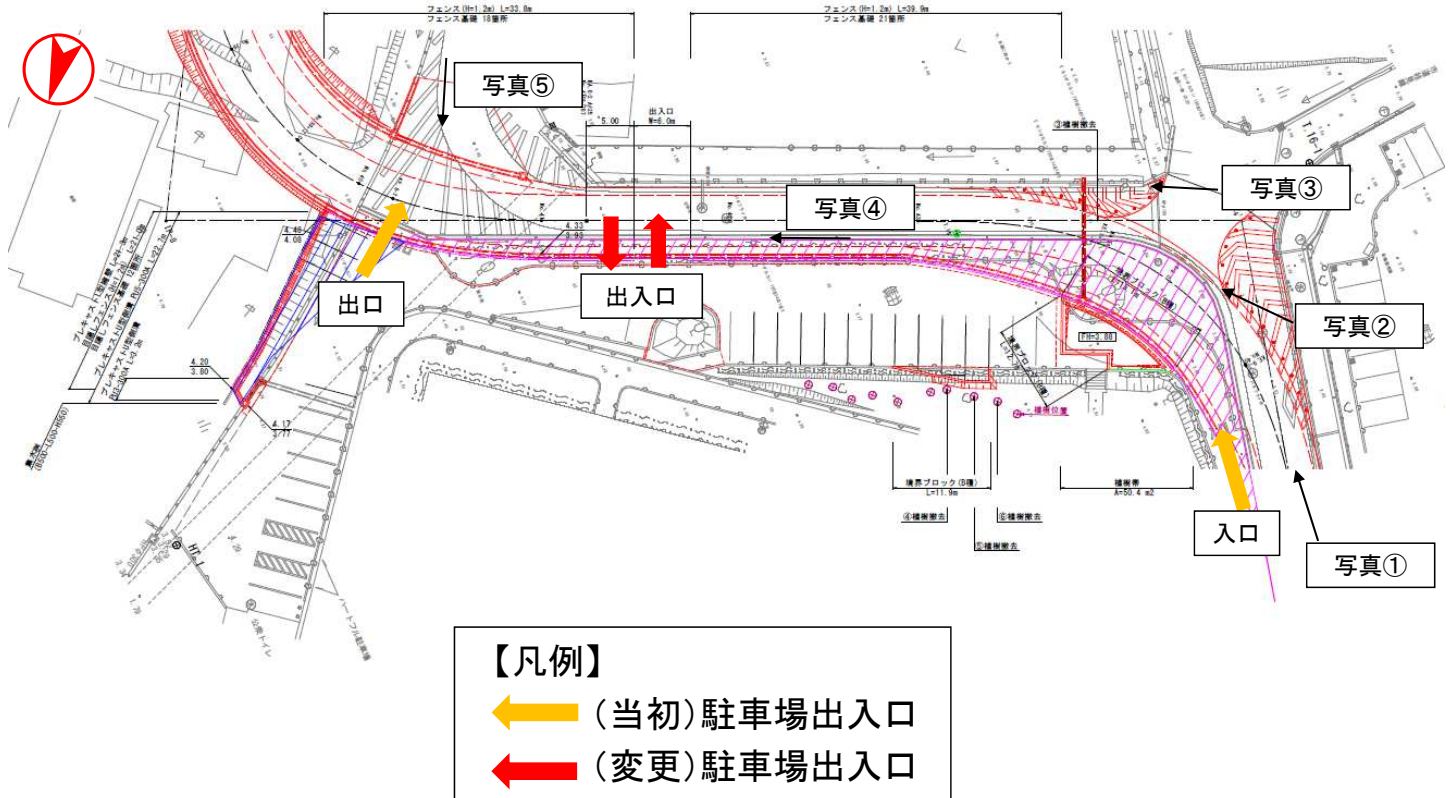
市道宮谷布勢線の拡幅整備に伴い、道路区域の変更が生じた。道路区域と公園区域が重複する区域（0.035ha）は公園区域を削除し、新たな公園区域として代替地（0.009ha）を追加する。



ルート選定にあたり、地元関係者や隣接する上水道施設および農業用施設管理者と協議により、下図のとおり、拡幅整備を行うこととなった。

※拡幅工事により、公園区域が変更となることで、公園駐車場の区画に影響があるが、道路事業の中で再整備し、公園駐車場の機能が損なわれないよう対応する（既存駐車台数の維持）。





②変更内容（市道宮谷布勢線）現地写真①

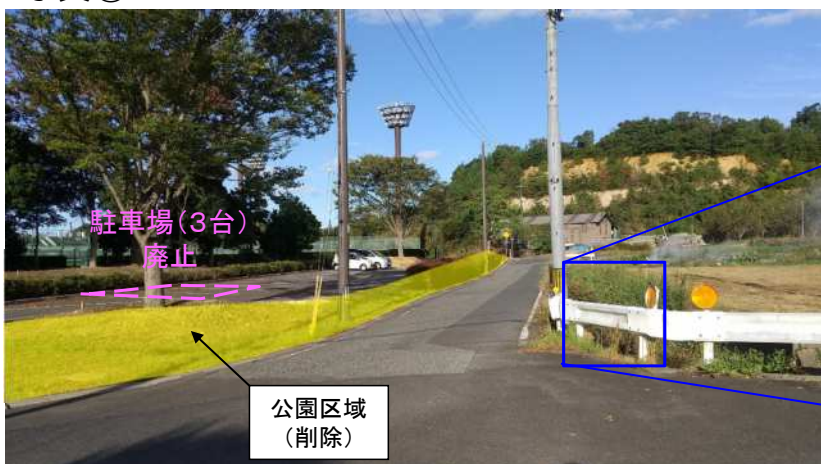
写真①



写真②



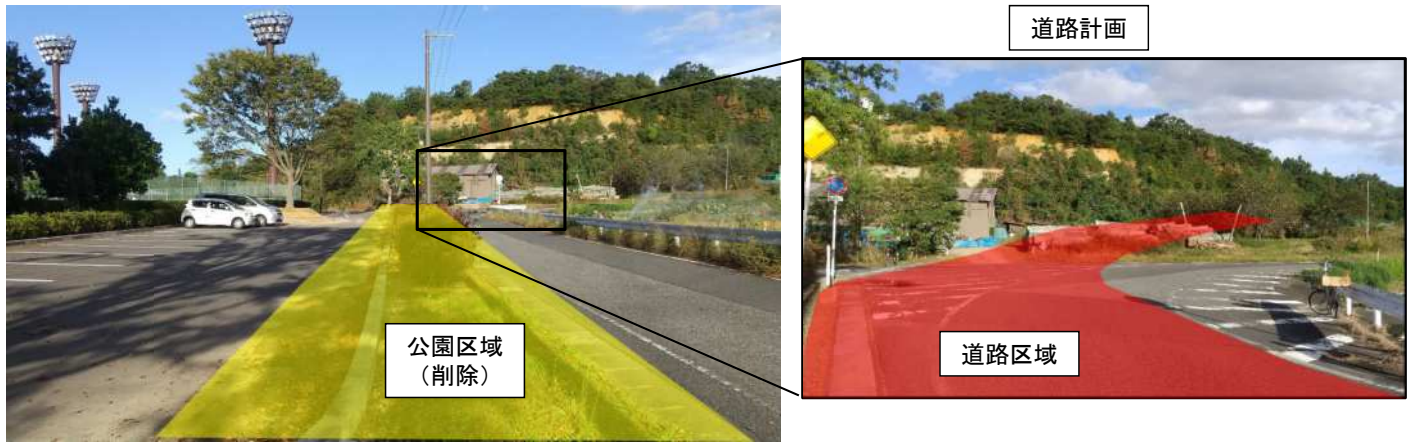
写真③



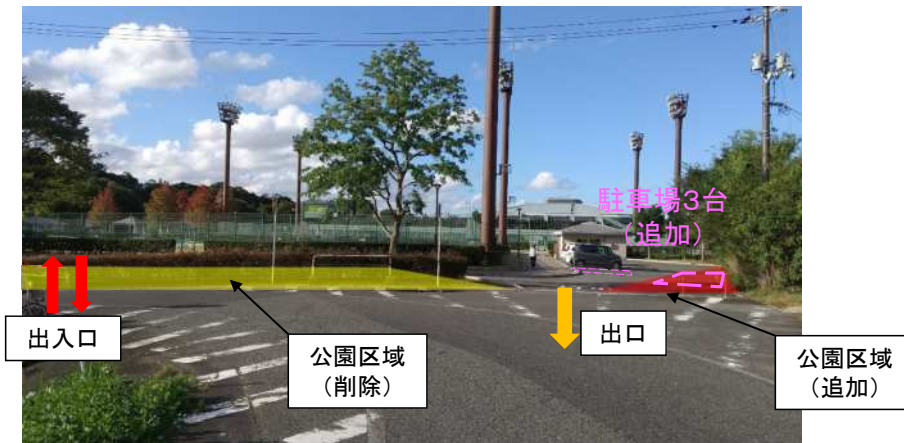
水路 (拡大図)



写真④



写真⑤



関係者説明、縦覧の状況

《関係者説明》

【1・4・1号鳥取青谷線】

・平成19年12月7日～平成25年3月25日
 地元地区に対し全14回の説明会を実施

⇒概ね異論なし

【市道宮谷布勢線】

・令和2年9月11日 地元地区に対し説明会を実施

《関係機関との協議》

(1) 市町村への意見照会（都市計画法第18条第1項）

鳥取市 【R3. 7. 1協議、R3. 7. 28 回答】 ⇒ 異議ない旨、回答を得た。

(2) 公園管理者への協議（都市計画法第23条第6項）

鳥取県（生活環境部緑豊かな自然課）【R3. 6. 2協議、R3. 6. 17回答】
 ⇒ 異議ない旨、回答を得た。

《縦覧》

縦覧案件	縦覧期間	閲覧者	意見書	縦覧場所
鳥取都市計画公園の変更	7/9 ~ 7/26	2名	なし	鳥取県県土整備部技術企画課 鳥取市都市整備部都市企画課

時期	予定
R3.11	<div data-bbox="624 338 1243 412" style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> (今回) 鳥取県都市計画審議会 </div>
R3.12	<div data-bbox="624 584 1243 658" style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 都市計画決定告示 </div>